

学校給食用物資納入資格審査申請の受付について

1. 対象

洲本給食センター、五色給食センターが発注する学校給食用物資の入札に参加を希望するもの。

2. 申請の受付期間

随時受付

3. 提出書類

- ・ 学校給食用物資納入資格審査申請書（様式1）
- ・ 食品営業許可証（写し）または、届出等の確認書（様式2）

| 提出書類 | 営業の種別 | 兵庫県下の 食品営業施設リストへの掲載 ※ |
|--------------|-------|--------------------------|
| 食品営業許可証（写し） | 許可 | 掲載あり |
| 届出等の確認書（様式2） | 届出 | |
| | 届出対象外 | 掲載なし |

※ 食品関係の営業を営もうとする場合、管轄の保健所へ、営業許可申請もしくは営業届出が必要です。
(一部不要)

※ 届出等を行っている場合、上記のリストに掲載されます。

※ 適正な理由なく届出を行っていない場合、当市の学校給食用物資業者として登録出来ません。

- ・ 主な販売先調書（様式3）任意様式可
- ・ 営業所、製造所及び倉庫の所在地及び見取図（任意様式）
- ・ 納税証明書

(1) 洲本市内の業者

様式4 納税証明交付申請書（個人・法人）により、洲本市収納対策課へ申請してください。

(2) 洲本市外の業者

令和4年度分の市町村税及びこれに付随する延滞税等で、未納がないことを証明する各自治体の納税証明書類を提出ください。

- ・ 口座振替依頼書（様式5）
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式6）
- ・ 学校給食用物資納入に関する確約書（様式7）

- ※ 様式 1、様式 7 は、納入を希望する給食センターを○で囲んでください（両方希望可）。
- ※ 本社のほか支店があり、実際に取引を行うのが支店になる場合は、支店の名称、代表者名で申請し、納税証明書など、そのほかの提出書類も支店のものを提出してください。
（振込先は本店でも問題ありません）

4. 提出部数

1 部

5. 登録の有効期間

承認の日から、令和 8 年 3 月 3 1 日まで

6. 提出先

郵送または持参にて、次の係まで提出してください。

〒656-8686 洲本市本町三丁目 4 番 10 号 洲本市役所 4 階

洲本市教育委員会 学校教育課 保健給食係

TEL (0799) 22-6266

FAX (0799) 26-1510

7. その他

- ・ 審査終了後、登録通知書を送付し、以降の入札時に通知します。
- ・ 登録完了後に、営業許可書の有効期間が満了する場合は、新しい営業許可書を提出してください。